

# 愛媛県韓

媛 県 発 行

第537号

令和6年8月23日金曜日 第537号

> ♦ 目 次 ♦ 示

自衛官候補生の採用試験(行政経営課)	568
知事指定薬物の指定の失効(薬務衛生課)	568
解除予定保安林にする旨の通知(森林整備課)	568
住宅確保要配慮者居住支援法人の住所及び支援業務を行う事務所の所在地の変更(建築住宅課)	569
指定障害児通所支援事業者の指定の取消し(東予地方局地域福祉課)	569
指定道路の指定	569
土地改良区役員の就退任の届出(中予地方局農村整備第一課)	569
公告	
採石業務管理者試験の実施(土木管理課)	570
監 査 公 表	
定期監査結果の公表(監査事務局)	570

告 示

## ○愛媛県告示第802号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官 候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和6年8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試験場の名称	担 当 区 域
筆記試験、作文及び適性検査 (WEB試験) 令和6年9月21日(土)0時 から令和6年9月24日(火) 24時の間で任意の時間	任意の場所	任意の場所	県内全域
口述試験及び身体検査 令和6年9月27日(金)から 令和6年9月29日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

## ○愛媛県告示第803号

愛媛県薬物の濫用の防止に関する条例(平成26年愛媛県条例第53 号)第12条第1項の規定により、次のとおり同条例第11条第1項の 規定による指定が効力を失った。

令和6年8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 指定が失効する知事指定薬物の名称
- (1) N (1 アミノ 3 , 3 ジメチル 1 オキソブタン -2 - イル) - 5 - ブロモ - 1 - ブチル - 1 H - インダゾール -3 - カルボキシアミド及びその塩類

【通称名】ADB-5'Br-BUTINACA

(2) N-エチル-2-{2-[(4-イソプロポキシフェニル) メチル] - 5 - ニトロ - 1 H - ベンゾ [ d ] イミダゾール - 1 - イル } エタン - 1 - アミン及びその塩類

【通称名】N - Desethyl isotonitazene (3) (2R, 3R) - 2 - (ベンゾ[d][1,3]ジオキソー

ル-5-イル)-3-メチルモルフォリン、(25,35)-2 - (ベンゾ[d][1,3]ジオキソール - 5 - イル) - 3 - メチルモルフォリン及びそれらの塩類

【通称名】3,4-MDPM、3-MDPM、3,4-Meth ylenedioxyphenmetrazine

2 失効の理由

当該知事指定薬物が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安 全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物に至 ったため。

3 失効の日 令和6年8月17日

## ○愛媛県告示第804号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林 法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和6年8月23日

# 愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 解除予定保安林の所在場所 上浮穴郡久万高原町西谷字中久保7299の2、7314の2
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

## ○愛媛県告示第805号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 (平成19年法律第112号)第41条第2項の規定により、住宅確保要 配慮者居住支援法人から次のとおり住所及び支援業務を行う事務所 の所在地の変更の届出があった。

令和6年8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 名称 ホームネット株式会社
- 2 住所
- (1) 変更前 東京都新宿区西新宿6-8-1新宿オークタワー11 階
- (2) 変更後 東京都中野区中野 2 24 11住友不動産中野駅前ビル19階
- 3 支援業務を行う事務所の所在地
- (1) 変更前 東京都新宿区西新宿 6 8 1 新宿オークタワー11 階
- (2) 変更後 東京都中野区中野 2 24 11住友不動産中野駅前ビ Jレ19階
- 4 変更年月日 令和 6 年 8 月13日

## ○愛媛県告示第806号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の24第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者の指定を取り消した。 令和6年8月23日

#### 愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

事業者番号	指定障害	児 通 所 支 援	事 業 者	指定障害児通	取消しに係る指定障	害児通所支援事業所	取消
尹未日田与	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名	所支援の種類	名 称	所 在 地	年月日
3850200514	株式会社mikasa	愛媛県今治市蒼社町一 丁目5番42号	村 上 艦	児 童 発 達 支 援、放課後等 デイサービス	多機能型事業所児童発 達支援・放課後等デイ サービスおもいやり	愛媛県今治市宮下町 3 丁目1508 - 1	令和6年 8月8日

# ○愛媛県告示第807号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和6年8月23日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

- 1 指定道路の種類
  - 建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
  - 令和6年8月8日
- 3 指定道路の位置
  - 四国中央市妻鳥町字六反地1228番1の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
  - (1) 延長 11 54メートル
- (2) 幅員 4.00メートル

## ○愛媛県告示第808号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、 北条市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の 届出があった。

令和6年8月23日

愛媛県中予地方局長 矢 野 悌 二

就 任

役員の種類	氏	名	住	所
理事	沼 田	博	松山市和田甲229番地 1	

1	11				•
"	池	内	昭	博	松山市苞木甲326番地
"	阪	本	吏	寛	松山市横谷甲377番地
"	安	藤	清	孝	松山市善応寺甲508番地 2
"	門	田	善	守	松山市庄甲203番地 1
"	中	野	文	雄	松山市中西内394番地3
"	Щ	崎	久	生	松山市滝本甲112番地 1
"	渡	部	敬三		松山市猿川甲509番地
"	前	田	俊 彦		松山市浅海原甲1番地4
"	北	谷	眞喜男		松山市浅海本谷甲640番地3
"	渡	部	能	行	松山市中通甲698番地 3
"	西	本	直	樹	松山市大浦414番地
監事	石	田	英	貴	松山市善応寺甲637番地
"	田	中	省	吾	松山市庄府甲484番地
"	篠	原	武	司	松山市北条辻77番地 1

## 退任

役員の種類	氏	氏 名		名	住 所		
理事	有	田	誠	=	松山市小川甲638番地		
"	重	松	正	憲	松山市本谷甲405番地		
"	阪	本	吏 寛		松山市横谷甲377番地		
"	門	田	善守		松山市庄甲203番地 1		
"	山	本	昌二		松山市中西内321番地		
"	山	崎	久	生	松山市滝本甲112番地 1		
"	渡	部	清	孝	松山市猿川甲262番地		
"	渡	部	一 男		松山市浅海本谷甲497番地 2		
"	ılı	内	正生		松山市浅海原甲690番地		

"	渡部勝俊	松山市上難波甲766番地 2
"	篠 原 由 延	松山市下難波甲678番地
監事	渡部佳雄	松山市正岡神田甲41番地
"	高橋和嗣	松山市浅海本谷甲237番地 1
"	篠 原 武 司	松山市北条辻77番地 1

## 公 告

#### 〇公 告

#### 採石業務管理者試験の実施について

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定に基づき、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和6年8月23日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁会議室(第一別館3階 第3・第5会議室)

2 試験の日時

令和6年10月11日(金)午前10時

3 受験願書の提出期間

令和6年9月2日(月)から13日(金)まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

県庁土木部土木管理局土木管理課又は住所地を管轄する地方局 建設部若しくは土木事務所

## 監查公表

## ○公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年8月23日

愛媛県監査委員 髙 田 健 司

 同
 松下行吉

 同
 大石

 高石
 淳

## (監査の基準)

愛媛県監査委員監査基準(令和2年4月1日付け愛媛県監査委員告示第1号)に準拠し実施した。

(監査の種類)

# 財務監査

## (監査の着眼点)

監査の実施にあたっては、次の事項に主眼を置き実施した。

- ・財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- ・経営に係る事業の管理が、合理的かつ能率的に行われているか。 (監査の実施内容)

令和5年度財務における公営企業管理局の定期監査を9機関に対して実施した。

区分	実地監査	書面監査	計
公営企業管理局	9	0	9
本庁	3	0	3

地方機関 ( 病院等 )	6	0	6

#### (監査対象機関)

監査年月日
令和 6 年 6 月17日
令和 6 年 6 月17日
令和 6 年 6 月17日
令和 6 年 6 月14日
令和 6 年 6 月10日
令和6年6月7日
令和 6 年 6 月14日
令和6年6月3日
令和6年6月10日

#### (監査の結果)

令和5年度における予算の執行その他について、前述の記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めており、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

#### 1 工業用水道事業

(1) 西条地区工業用水道事業については、長期借入金と企業債を合わせると188億円の借入残高があり、依然として厳しい財政状態にあることから、今後も、企業立地の促進支援や既受水企業等への売水促進活動の更なる強化等による新たな水需要の開拓に一層努めるとともに、厳しい財政状態に鑑み、引き続き事業運営の合理化・効率化に取り組み、経営基盤の安定化に努められたい。

## 2 病院事業

- (1) 令和5年度には看護師採用試験を4回実施したほか、「県立病院看護師確保プロジェクトチーム」を設置するなど看護師確保対策を強化しているが、就職辞退者の発生や離職者の増加などにより、依然として県立病院の看護師不足は深刻な状況が続いていることから、今後とも看護師確保対策について一層の努力が望まれる。
- (2) 前年度と比較して、当年度の入院患者数は増加したものの、外来患者数が大幅に減少したことや、新型コロナウイルス感染症が2類感染症から5類感染症に移行されたことにより、病床確保に対する国からの財政支援が大幅に減額されたことなどから、経常利益については、前年度を56億9,733万円下回り、32億8,294万円の経常損失を計上している。

また、累積欠損金は197億円に上り、企業債306億円や一般会計等からの長期借入金87億円など、負債が資産を上回る債務超過の状況になっており、依然として厳しい財政状態が続いている。

病院事業を取り巻く環境は、医師や看護師の不足などを背景に厳しい状況にあると思われるが、中央・今治・南宇和・新居浜の4病院が、「第2次愛媛県立病院中期経営戦略」に基づく公立病院経営強化に向けた取組や本県の地域医療構想を踏まえながら、地域の中核病院として高度で良質な医療を安定的に供給するとともに、引き続き経営健全化に努められたい。

令和 6 年 8 月23日 発行 570